

事故に備えて・・・ 自転車保険に入ろう

自転車には自動車のような被害者救済のための強制保険(自賠責保険)はありません。自転車も自動車と同じく事故の危険のある車両を運転するという自覚と責任を持ち、もしもの事故に備えて保険に入りましょう。
※平成28年7月から、大阪府では自転車乗物の施行により、自転車保険の加入が義務付けられています。



事故の相手を補償する自転車保険の種類

自転車事故の損害賠償に備える保険としては、他人にけがをさせたり物を壊したりして法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険として「個人賠償責任保険」があります。そのほか、自転車安全整備店で点検整備を受け、TSマークを自転車に貼ることで傷害保険・賠償責任保険が付く「TSマーク付帯保険」などがあります。

自転車保険の種類	保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険 自転車事故に備えた保険 自賠責保険の特約 自賠責保険の特約で付帯した保険 火災保険の特約 火災保険の特約で付帯した保険 傷害保険の特約 傷害保険の特約で付帯した保険
共済	各種共済
団体保険	会社等の団体保険 PTAの保険 PTAや学校が窓口となる保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険	カード会員向けに付帯した保険



すでに加入されている保険・共済などに自転車事故を補償する特約を付けることが出来る場合もありますので、詳しくは加入されている保険会社や共済組合、各団体にお問い合わせください。

鶴見区駐輪場マップ



鶴見区役所

自転車で危険なルール違反を繰り返すと講習を受けなければなりません

改正道路交通法（平成27年6月1日施行）により、自転車でも信号無視などの危険行為をして3年以内に2回以上、警察に検発された違反者は「自転車運転者講習」を受けなければなりません

自転車運転講習制度

危険な違反行為をして
3年以内に
2回以上
検挙され又は事故を起こした
悪質な自転車運転者

自転車運転者講習を受講

★受講時間：3時間

★講習料：5700円

5万円以下の罰金

受講に従わない場合は・・・



乗る前には点検も必要です

自転車も乗れば車の仲間入り。いつでも安全で快適に走行できるよう、日常的な点検のほか、自転車販売店等で定期的に点検整備を受けましょう。

安全点検の合言葉は **ハラブッタベサ**
ハ イ ト レ キ
ド ル イ ヤ ドル

音程のあいことば
ハラブッタベサ ハラブッタベサ...



駐輪マナーを守りましょう

路上や歩道に放置された自転車は目や身体の不自由な方をはじめ歩行者の安全な通行の妨げとなります。また、警備車両や緊急車両の通行の障害にもなります。必ず、駐輪場など許可されている場所に停めましょう。



自転車運転者講習の対象となる危険行為

歩行者用道路における車両の義務違反（除行違反）
路側帯通行時の歩行者の通行妨害
交差点安全進行義務違反など
制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
環状交差点安全進行義務違反など
交差点優先車妨害など
通行区分違反
遡断踏切立入り
通行禁止違反

